

## 第6回 神奈川県営水道事業審議会 議事録

日時：令和5年4月14日（金）15：00～17：00

場所：神奈川県新庁舎 10F A会議室

### 会議次第

- 1 開会
- 2 議題1：審議会スケジュール（案）について
- 3 議題2：料金体系見直しの方向性について
- 4 報告1：次期経営計画骨子案について
- 5 閉会

### 出席者（50音順、敬称略）

荒川 美作保、今井 朋男、宇野 二郎、太田 正、熊谷 和哉、小泉 明、  
士野 顕一郎、関澤 充、高橋 晶子、新實 正美、南 真美

### 【1 開会】

### 【2 議題1：審議会スケジュール（案）について】

- ・資料1「審議会スケジュール（案）」を事務局から説明した。

（小泉会長）

ありがとうございました。前回の審議会では委員から御意見があったとおり、今後は料金体系だけではなく水準についても議論するように、スケジュールに落とし込んでいただいたものと思います。スケジュールについて、御質問や御意見がありましたらちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいようでしたら、次第に沿って進行します。

### 【3 議題2：料金体系見直しの方向性について】

・資料2「料金体系見直しの方向性」を事務局から説明し、水道料金部会の部会長である太田副会長から補足説明があった。

(小泉会長)

ありがとうございました。ただいま事務局並びに水道料金部会の部会長である太田部会長から御説明をいただきましたが、「水道料金のあり方」については、第1回審議会で決定したとおり、専門的に深く根付いている部分は水道料金部会で、全体的な話は審議会で、という仕切りとなっています。今回、見直しの方向性という形で大きく7項目について、部会で整理した内容ということです。この段階では当然、細かな水準や金額など、具体的な数字を示すことは難しいところですので、まず見直しの方向性としてどうかという、全体的に俯瞰して御審議をいただきたいと思います。

それでは名簿順で、荒川委員からお願いしたいと思います。7項目のどれからでも構いませんし、御意見、御質問ある項目だけで構いません。よろしくお願いします。

(熊谷委員)

その前に資料について1点だけ、事実関係だけ確認したいのですが、先によろしいでしょうか。17ページの他に何か所か基本水量の記載があって、基本水量を設定している大都市の水道事業者のほとんどは2か月ごとの検針だと思いましたが、各事業者の基本水量の数値は1か月に換算されているのか、2か月分の基本水量なのか、場合によっては1か月と2か月で混在しているのか、そのあたりの取り扱いをどう整理してこの資料を作られているのか、そこだけ最初に確認させていただきたい。

(事務局)

資料の17ページの基本水量については、すべて1か月に換算しています。

(荒川委員)

水道料金体系の見直しについては、水道利用者の構造が変化する中で、今の使い方に合った料金への見直しが必要ということが分かった中で、激変緩和など利用者に受け入れやすい移行方法を含めてテーマにしておられるということには、非常に納得感がありました。

消費者団体の代表として繰り返し述べている点になりますが、社会福祉減免制度について、方向性として経費については独立採算の適用外として一般会計で賄うべきであるとなっていて、乱暴な言い方をすると突き放しているように見えます。県営水道

の経営の範疇外にあると言っているように見えて、理屈で言うとそうなのだろうが、受け止めてくれる一般会計がない状況でこれだけ言われてしまうと、担い手が見つからなくなってしまうということで、少しここについては冷たく感じます。関係ありませんと言い切ってしまうように見えて、若干不安を覚えたところです。水道事業というものの自体が、公益性があるものとは理解していますが、一般企業でも福祉や社会貢献の観点から、売り上げの中から、つまり消費者の負担によって社会貢献をしている中で、一律にこの問題は一般会計で賄うべきと断じてしまうのではなくて、需要者としても、水道のユーザーとしても、いのちの水を分かち合うという観点から一定の負担というものが存在してもいいのではないかと思いました。事情はよく分かるのですが、少し飛躍し過ぎではないかと感じたところです。

(事務局)

方向性という中で簡略化したために冷たく読めるかもしれませんが、水道料金部会の中でも、ただちに廃止しろという御意見が出たわけではなく、本来であれば市町村経営が原則の中で我々は広域的に経営していて、市町村経営の原則の中では多くの自治体が一般会計からお金をもらいながら減免制度を設けていることを見ると、県営水道だけが水道料金の中から負担するという点については、課題があるのではないかとということで御意見をいただいているところです。

当然のことながら、我々が過去の料金改定の際に色々な御意見を伺いながら自主的に採用してきた経緯もありますし、また、この間、この制度についても、他の制度と重複しているものについては見直しをしたりと、段階的に整理をしてきたところです。

課題ということで御意見としては伺っていますが、意見をいただいたから廃止しようということではなくて、引き続き、給水区域の市町と話をしながら将来について考えさせていただきたいという意味であり、御理解いただきたい。

(小泉会長)

続いて今井委員、お願いします。

(今井委員)

全体的なトーンとしては、従量料金で回収できないので基本料金で回収していく、こういう発想にならざるを得ないというように理解しました。様々な観点から配慮すべき点が報告としてまとめられており、方向性は良いのではないかと感じたところです。

質問が3点ほどあります。4ページで口径別の基本料金にされるということで、大

前提として、口径と使用量がある程度リンクしていること必要だと思いますが、実態としてそういった形になっているのかどうかを確認したい。

次に 13 ページ、固定費の配賦の割合で、固定費をどのレベルにしたらいいのか根拠を求めたときに、こういう指標があって参照しているということだと思いますが、施設利用率 41%を基本料金の割合にするということは、固定で決まっているものなのでしょうか。私の理解では、例えば従量料金は実際に使っている施設の利用率 6割として、使っていない 4割を基本料金で回収するのではないかという感覚でしたが、固定費の数字がどういう考え方で決まっているのかを確認したい。

3点目は 32 ページにある水道利用加入金です。感覚的には、水道を引き込む時の工事費は申込者がある程度負担する必要があるのではないかという観点だと思っていましたが、書き方としては水源開発うんぬんとなっているので、成り立ちは工事費という観点ではなく、もっと上流側の話で成り立ったものなのか、という点について確認したい。

(小泉会長)

ありがとうございます。事務局で回答をお願いします。

(事務局)

口径と水の使用量の実態が合っているかという質問について、口径ごとの平均使用水量を出していくと、平均的には大きい口径ほど水量が多くなっていますが、例えば県営水道で最も大きい口径は 300mm で、300mm をつけていても実は毎月の使用量が 10 m<sup>3</sup>もないというところが実はあります。先ほどから何度か出てきている地下水利用者であるため、100mm、200mm の口径でも地下水をメインに使っている事業者がいらっしゃって、本当に月 710 円しかもらえていない、そういったところが問題になっているという現状があります。そこに一定程度、固定的に負担をいただきたいという考えを持っています。

次に施設利用率の 41%について、各指標については参考ということで 15 ページに記載していますが、施設利用率は基準 3 というところに記載されていて、自分たちが持っている施設のうち平均的に使っている割合がどの程度あるかということで、そこが利用率として 61%あります。この 61%を、12 ページの固定費という緑の部分に振り分けた結果として、基本料金が 41%になるという算定の流れとなっています。結果として基本料金割合が 41%となります。平均的には施設利用率 61%は常に使っている状況ということで、常に使っている部分、確実に固定的なところは固定収入で、という考え方となっています。ただ、基準 1 から 4 まですべて日本水道協会の算定要領

を参考に出していますが、大原則は 91%が固定費であるならば 91%を基本料金にするというところですが、それでは影響が大きいので、配慮のあり方という考え方に立っているところです。県営水道の場合、施設利用率が全国平均に近いということで、この方向性としています。

次に水道利用加入金について、水を引き込む時の工事費用これ自体は、お客様にお支払いいただいています。加入金というものは、その土地に新しく水を引いた時に負担金という形でいただいています。ダムの開発や浄水場の整備など、大きな施設整備を行って水需要が増えていくことに対応していた時代に、当時の方にも料金負担をいただいています。新しく入ってくる方のために施設を拡大するという意味もあるので、新しく入ってきた方にも一定程度、一律に負担していただく、そういった考えのものになっています。

(小泉会長)

続いて宇野委員、お願いします。

(宇野委員)

私は部会のメンバーだったので、今回は私自身がとりわけ重視した点について説明したいと思います。私が着目したのは 25 ページ、有収水量が減少していくという点です。今後もそうした傾向が続いていくと思いますが、それに対して料金収入の減少率がそれ以上に減っているというのが 1 番の問題点ではないかと考えました。

作ったものには必ずお金がかかっているの、誰かが負担しないといけないという意味では、独立採算という仕組みはとても合理的なものだと思います。その中で、これまでの県営水道の水道料金では、できるだけ支払い能力が高いであろう企業等、大量使用者に御負担いただくという仕組みになっていたと思います。ここに見るように、水量が 9%減る中で料金収入が 14%減るという状況には、単価の高い大量使用者での水使用の減少が影響を与えていると考えられます。その意味では、大量使用者の負担と生活者への配慮とのバランスが、今後の経営の安定性という点では崩れているのではないかと感じたところです。料金は、口径に応じて個別原価に基づき支払うということと、生活者に配慮するということのバランスを取りながら作っていくものだと思います。大量使用者にこれまでどおりに頼る料金制度の下で使用水量の減少が続くことで経営自体が揺らいでしまっは元も子もないため、バランスを多少は修正していく必要があると感じました。こうした考え方に基づき考えたうえで、個々の論点についてはこの資料に記載のとおりで納得しています。

(小泉会長)

続いて熊谷委員、お願いします。

(熊谷委員)

料金体系の見直しは非常に難しい問題で、難しい中でもこういった形で今のところの議論の整理として聞かせてもらいました。全体を通していくつか意見を言わせていただいて、今後の議論に反映していただければと思います。

1つ目は、用途別料金体系から口径別料金体系に変えたということを主軸に置くと、各種の優遇制度はある意味冷たい整理をせざるを得なくなるということになります。水道料金の歴史を見ると、用途別料金体系が自然発生的に先にできており、これはある意味、使用者目線、つまり受け手側の観点を重視した料金体系ということですが、一方で口径別料金体系は、公平性と表現しますが、それはある意味、水道事業の水1m<sup>3</sup>が誰にとっても同じだという意味で、供給側の論理を基本に体系を組み直そうという、ある種の態度表明なのだと思います。公共料金として難しい判断を迫られることが出てきたときに、基本は水道事業側から考えることになります。これは料金体系から水道事業の事業構造を知ってもらうというある種の広報活動ですし、その事業者目線で今回のものを位置付けるというところに基本を置けば、先ほどから話があった大口径の話とかについては、理解できると思います。

水道利用加入金の話もありましたが、これは工事費負担金ではないはずです。単に新規加入の時に費用負担を求めるという意味だと思います。

加入金に関して、水源開発と表裏一体の時は、外から来た人、新たに接続する人、そういった需要増を見越した先行投資の回収という論理があったはずですが、細かいことを言うと、給水区域内での住み替えで新たに家を建てたからと言って加入金を求めるのが正しいのかどうか、そういうところまで考えないといけなくなり、このあたりが料金体系の難しいところだと思います。

そういう意味で、今回、基本的には用途別から口径別に変えて、色々な配慮はできるけれども、事業者側の原価計算から料金体系全体を作り直すというところを主軸に考えると、いくつかの論点は当然あって、公衆浴場や減免制度関係、そういったところをどう考えるか、ということかと思いました。

もう1つは、そこまで口径別に変えていながら、すでに部会長から補足説明があったとおり、現行の料金負担、結果としての負担と極端に変わるということは、行政がやっている事業としては踏み切れないことは理解できますが、そうであれば、方向性をきちんと見せたうえで、今回の改定でどこまでやるのかという説明はすべきだと思います。

いますし、そういうプログラムを見せるのは最低限だと思います。

先ほどから固定費と変動費、それに関して基本料金と従量料金のところで議論がありますが、従量料金部分の課金の仕方、逓増制緩和くらいまでしかいかないということは定率制でもなければ逓減制でもないわけで、どこの水量で原価を超えるかという点、従量料金の設定次第で決まるこの点も合わせての議論かと思っています。なので、基本料金と固定費のところを直接的に結び付けるのはかなり無理があると思います。むしろ、現行料金制度からどの程度の移行ができるかという観点で、基準1から4で例示されていますが、今の時点から動かす範囲内としてこれくらいを選択するということであれば1つの判断と思っています。

基本水量であっても大都市でこれだけ違ってありますがこれは後の各事業者の改定の結果としてのものだと思います。基本水量というものは、元々は安価で供給する、最低限の水量として設定すべきもので、料金制度の創生時代はそういう議論がなされています。これは生活の中のどこを支えるかという議論から少し逸脱していた、言い換えると事業都合に移りかかることでこの基本水量の設定に様々ある状況となっていて、単純に他都市と比較すること自体は無理がある部分だと思います。

加えて次の18ページ、平成18年から令和3年まで、使用水量別の戸数割合を比較していますが、この間、15年くらい経っています。県営水道だけの情報は分かりませんが、全国だとこれくらいの期間で、見れば平均の世帯人員が0.3~0.4人くらいは変わっているはずで、世帯というものがイメージするもの自体が大きく変わっていて、なおかつ、かつてのように生活系であれば核家族をモデルとするといったような標準形の議論が非常にしにくくなっているのが令和の今の時点だと思います。節水意識に関するコメントもありましたが、1世帯あたりの使用水量は、1軒あたりの節水意識よりもむしろその世帯が持っている世帯人員で水量が決まってしまうということなので、結果的に水量が多いところにある程度の経済的な負荷をかけるということは、多人数世帯に負荷をかけるということに近くなっています。現在の逓増制料金体系ができたときの、水量を多く使っているところにお金の負荷をかけましょうという生活系の理論の根本自体が崩れている中で、どういうスタンスに立ってこういう問題を処理するかということは、少なくとも考慮、配慮はすべきだと思いますし、決定に際しての必要な説明事項の1つだと思います。

逓増制についてはすでに述べたとおりなので、基本料金とのバランスの中で逓増制を考えていかなければならないというところですね。極論を言うと、水道事業の事業体系を考えれば、基本料金を極端に大きくして基本水量をなくし、逓減制くらいにするというのが、水道事業の事業構造に近い形だと思います。そこまで極端な変化を決定できないということであれば、間をどういう風にとっていくかという議論だと思います。

す。

水道利用加入金の話は、加入の口径によって水道施設の設計そのものに直接影響するようなもの、150mmとか300mmとかになると、その近傍に投資すべき施設が変わってくる、そういうものに関してはかつての水源連動ではなくて、現行の施設の更新とか耐震化というコストの一部を負担していただくという意味で、大口径について限定的に残すというやり方は1つの考え方かと思いました。一律の加入金はそろそろ廃止してもいいようなものだと思いますが、送配水の施設容量に影響するものについては、使おうが使わまいが、その大口需要のために投資せざるを得なくなっているわけで、そういう意味で超過コストをうまく回収するような制度を考えるというのは1つの考え方かと思います。

福祉減免制度に関しても地下水転換減額制度に関しても、一般論としては、用途別から口径別に変えると相性が悪いと言わざるを得ません。そういう基本論に立とうとしているわけで、むしろこういうものを残すのであれば、用途別の中で配慮すべき事項になるような気がします。社会福祉減免に関して、仮に当面残すという判断であるなら、料金としていくら、減免制度でいくら下がっているということを、医療費のように見せるべきだと思いますし、利用者全体にそれがどのような負担構造で支えられているかを見せる努力はすべきだと思います。たとえば、一般会計の繰入れを入れないのであれば、広く薄く全体で支えてもらった結果としてこの減免制度があるということは、事業会計として明確に言うべきことだと思います。地下水減額関係も、基本的には口径別と非常に相性の悪いものなので、現行制度との関係でどう考えるかということでもあるし、ここでコメントがあったようにある程度の年限制度を設けるなどは、1つのアイデアかと思って聞いていました。

全体を通して、生活系の中でモデル世帯が決めにくくなっている、世帯人員が大きく変わっているというところは是非とも今後の議論の中で重視していただきたいと思います。

(小泉会長)

事務局から何かコメントはありますか。

(事務局)

何点か御意見いただいた中で、以前も委員から言われていた1世帯あたりの人員について、前回の審議会の後で具体的な数値を確認したので報告させていただきたい。

平成18年頃、1世帯あたり人員は2.5人くらいでしたが、令和3年だと2.2人まで落ちていて、さらに遡って平成元年だと3.1人ということなので、だいたい1人分

くらい減っていることになります。1人1日あたりの使用水量についても、平成元年は360リットルくらいだったものが、直近だと296リットルということでそれなりに落ちているが、やはり割合としては人員の減の方が大きいところです。結果として1世帯あたり24㎡が15㎡と、かなり落ちていて、原単位として無視できないので、今後の水道料金部会の中で入れさせていただきたい。

水道利用加入金については、県内に引っ越してもその土地に加入金の権利があるかどうかポイントであって、権利は持って運べないため、新しく加入金の権利を持たない土地に引っ越した場合は御負担いただいています。今後の加入金のあり方については、大きい口径については近傍施設の整備について考えないといけないため、貴重な御意見をいただいたところです。確かに200mm、300mmといった口径を安易に希望されても、ポンプをつけないといけないとか、すぐに水を届けることができないので、負担がかなり変わってきます。我々の制度の中で、特別給水装置工事というものがあって、開発工事される場合はそれなりのポンプを作ったりする必要があるため一定の負担金をいただく制度があるのですが、加入金があつたりする中で全体のバランスを見ながらの設定となっています。加入金単独で考えるのではなく、全体を見ながら検討をさせていただきたい。

(小泉会長)

細かい点については、実態を見ながらよく検討させていただきたい。用途別から口径別に切り替わることで自体が相当のギャップがあると思うので、すり合わせをどうやっていくのかということが次のステップで検討いただくことかと思えます。

それでは続いて土野委員、お願いします。

(土野委員)

何点か、感じたことを話させていただきますと、まず、6～7ページを見ていて、基本料金の設定において横浜市の場合は25mmと40mmの間に境があって、京都市の場合は20mmと25mmの間にも境があります。家庭用の口径は各家庭が選択して選んだのだろうかという疑問がある中で、好き好んで25mmを選んでいれば25mmから料金が上がると言われても納得感はありますが、いつの間にか25mmがついていましたとなると、このあたりの線の引き方について、配慮が必要ではないかと思ったところです。

それから水道利用加入金の話について、私は水源の問題とは思わず、自宅に水道を引く時のコストだと思っていましたが、資料を見て初めて認識しました。水道利用加入金が自分の家に水道を引くためのイニシャルコストだと勘違いしていた身からす

ると、4ページの説明は違和感があって、口径別にするときには水道メーターや水道管の材料費だけでも大きくコストが変わるというものについては、加入金である程度クリアされている課題ではないかと読んでいました。今後、市民向けの説明等をされるときは、このあたり御配慮いただけるとありがたい。

それから地下水の話、これは難しい話だと思っていて、企業経営者の目線からすると、コストの安い調達方法を考えるのが当然であって、地下水の利用を止めたいのであれば、地下水利用そのものを規制するか、地下水を利用すると損するような水道料金の体系にするか、そういう話かと思えます。もちろん、一気に簡単に変わるものではないことは承知しているのですが、そもそも水道料金が逓増制になっている中で、大口の利用者がそこに魅力を感じるかどうか、というところは、そもそもの問題として認識していただかないといけないのではないかと。以前も、民間のビジネス感覚からすると逓増制という仕組みは非常に違和感があると申し上げたが、先ほどの熊谷委員の世帯人員に関する話を聞いていて、そういったことを思い出したところであって、逓増制はできたらやめたほうがいい仕組みではないかと改めて感じたところです。

福祉減免制度の話が出ていますが、私は水道事業として負担するのではなく、福祉の費用として一般会計で負担するという理屈があっていいと思う立場の人間であるので、やるなら一方で企業誘致の減額制度も一般会計の企業誘致の費用としてみてもらうべき費用であって、そのあたりは全部理屈を通しておく必要があると感じました。違う考え方を組み合わせてしまうと、分かりにくくなってしまわないかと感じた次第です。

(小泉会長)

事務局からコメントはありますか。

(事務局)

水道メーターの口径については、それぞれの水道事業体が給水の基準を持って決めているので一概にこうとは言えませんが、県営水道の場合、一般家庭は蛇口の数が6個までは13mm、それ以上は20mmを基本としています。一般的に、マンション等も含めて集合住宅は6栓くらいまでが多いので13mmを使用しているところです。1戸建てになると20mmが多いかと思えます。それ以外にも3階直結給水というものがあって、3階までポンプを使わずに送る方式ですが、できるだけロスを小さくするという意味で25mmのメーターをつけていただいています。そういった、こちらの都合の部分もあるので、13mmから25mmを口径別に分けていくことに無理があるということも感じているところですが、現状、一般の家庭についてはそういった基準

で設定させてもらっています。

(事務局)

水道利用加入金について、初期費用という印象を持たれないように今後丁寧に説明していきたいと思います。

次に地下水については、水道料金部会でも長く御議論いただいたところで、資料では42ページに他事業体の対策も記載していますが、先ほどいただいた意見のうち、規制については、神奈川県内の地下水の利用状況を過去から調べたところ、昭和の時代と比べると全然使われていないことが分かりました。井戸水の使用がなくなった関係で、企業の地下水利用は増えていますが総体で考えると相当減っています。地盤沈下が起こる可能性もかなり低くなっていて、神奈川県にも条例があって地盤沈下が懸念される地域には報告義務もあるのですが、数値を見ると水位が下がっておらず、規制に期待するのは難しい状況となっています。

また、地下水を使うと損する制度ということでは、神戸市などでは地下水を設定していれば使用量に関わらず負担金をいただいているなど、県営水道も色々と考えなければいけないところではあります。今の制度も未来永劫このままでいいのかという、負担の公平性という課題はあるのですが、1つの武器として考えているところです。

逡増制の部分について、たくさん買えば安くなるというのは一般的な基本的なところとなりますが、これまで導入してきた中で料金体系を見ていただくと、今の家庭用料金の1番安い従量料金が128円となっていて、これをもし一律料金でやろうとすると200円弱程度になり、一般家庭はもれなく一気に値上がりとなってしまいます。そのあたりの影響を見ながら、最終的には均していく必要があると思っていますが、影響を見ながら進めていきたい。

社会福祉減免制度については、影響額としては年間5億円程度で、水道料金収入の1%くらいになっています。社会福祉施策としてあってもいいとの御意見もいただいているが、その分、他の水道利用者の負担が増えているという公平性の観点があると思います。こちらも急激に変化させるものではないが、原理原則も見ながら検討を進めていきたい。

(小泉会長)

続いて関澤委員、お願いします。

(関澤委員)

料金体系の見直しで課題がたくさんあり、将来も安定的に水道のインフラを維持し

ていかなければならないと考えると、多くの課題が設定されているのもやむを得ないと感じたところです。ただ、料金の体系の話で課題が記載されているわけですが、料金を払う人の立場から、分かりやすい料金体系にするということを考える必要があると思いました。

課題が複雑になって論点が多くなると、現実との折り合いをつけなければならない中で料金体系が複雑になって分からなくなってしまう。払わないといけないのは分かるが、そもそもこれがどういうお金なのか、普通の消費者にとって分からなくなってしまうので、そのあたり御配慮いただきたい。

(事務局)

水道使用者の中には、料金を気にしていない方もいらっしゃると思います。検針票も2か月に1度、毎回見ている人もそう多くはないと思います。自分の料金がどうなるのか、そういったことについては、今後の広報の中で水道事業者として課題をお伝えしたい中でも、料金がどうなるのか、シンプルな課題についても意識しながら伝えていきたい。

(小泉会長)

続いて高橋委員、お願いします。

(高橋委員)

私も水道料金部会の議論に参加していたので、私の意見も反映していただいて部会として合意した内容だと感じています。その中で、各委員からの御発言の内容もごもっともだと思いつつ、色々な配慮をしなければならない側面も多々あるので、そういったことにきちんと目を向けながら今後も議論していく必要があると改めて感じました。

ただ、企業体として、未来永劫に、そこに住む人に水を供給する体制を継続していくという持続可能性にも配慮したうえで、どうやったらやっていけるかということ企業体としては考えていかなければならないので、そこをしっかりと考えたうえで、生活面とか個人の方、企業への配慮をしていくことが大事です。

また、あるべき論ばかりを議論していても現実離れしてしまうので、そこをどう緩和しながら企業の健全性にも配慮できるような体系の見直しができるのかなというところの目線を持って議論していきたいと思っています。そういう意味では、意見は反映していただいています。13ページ、固定費の配賦割合の中で、企業が今あるコストをベースに総括原価という中でどう住民に負担してもらうかということを中心

に議論していかなければならないが、それは既存のコスト、実績ベースではなく、今後もしっかりと企業が努力していくという、今あるコストだけではなく、身の丈にあったサイズ感や投資の効率性、経済性にも配慮していくということは企業として忘れてはいけないことです。固定費の抑制に向けて不断に取り組む必要があるというのは企業に課された課題だと感じていて、将来的に神奈川県営水道が給水対象区域としていの中でどういう水需要が予想されるのか、そういう将来的な予測を見据えたうえで議論していく必要があると感じています。

(小泉会長)

今後もよろしく申し上げます。続いて新實委員、お願いします。

(新實委員)

方向性に対しては、全面的に致し方ない今の情勢だと思いました。その中で、広報に関してシンプルに伝えて、とおっしゃっていたのはそのとおりだと思います。家庭用の単価が原価割れしているということは非常に重要なメッセージであって、そういうことを伝えていながら、企業体が責任を持って県民の皆様に安定的に水を供給するというスタンスを伝えるためには、原価が割れているのは企業体としておかしい話なので、今までは高度経済成長期で工場がどんどん立って右肩上がりの時代だったら可能かもしれませんが、今はそういう時代ではなく、1世帯の人数が変わったというところをもう少しやさしい言葉で伝えていただくと非常に理解がしやすいのではないかと思います。

また、水道利用加入金は私も誤解していて、確かに歴史を遡ればそういう意味合いで作られたかもしれませんが、今現在の意味合いとしては、ということで意味を変えてもいいのではないかという気もしました。言い過ぎかもしれませんが。元々こういう意味だったのですが、情勢が変わった中で今はこのように使います、と説明して使ってもいいのではないか、そうすればある程度財源が保たれるのではないか、という気がしました。

基本水量の有無の違いについては、いまひとつ判断が難しい。難しいところではあるが、方向性としては賛成するということです。

(小泉会長)

原価割れしていることを広報するのは大事でしょうね。真実をお知らせしないといけないこともある。

それでは続いて南委員、お願いします。

(南委員)

先ほどから逡増度についての話がありましたが、私自身、日常生活で大量買いの方が得だという感覚が染みついているので、この審議会に参加するまではたくさん水を使えば1 m<sup>3</sup>あたりの単価が安くなると思っていました。4ページにあるとおり、流量に比例して水道施設の維持管理コストが大きくなるということは、きちっと伝わるような広報が必要ではないかと思います。そのような観点から、用途別から口径別に移行するにあたり、水道料金が上がるのであれば、逡増度の緩和は重要な要素になると感じたところです。

(小泉会長)

それでは太田副会長、部会長としてコメントがあればお願いします。

(太田副会長)

貴重な御意見をありがとうございます。是非、今後の部会審議に生かしていきたいと思えます。全体として御指摘、御意見いただいた中で、私なりに受け止めて何点か整理させていただきたいのは、冒頭で申し上げましたが、料金制とは、料金体系も含めてですが、自治体の場合には政策的要素を含めざるを得ないという、そういうところから出発しないといけない点があります。理論と実際というのは、元々一致しているものではないというのはどこの世界でも同じだと思いますが、とりわけ料金施策というのは必ずしも理論一辺倒ですべてが割り切れないというのが難しいところでもあるかと思えます。

口径別は非常に理論合理性があって、用途別はどちらかと言うと政策的な、任意性が強いような印象を持たれている方が多いのではないかという気もしますが、結果だけを比べてみると、口径別でも、小口径を家事用と読み替えればそれほど大きな違いはないはずで、熊谷委員がおっしゃったように、かつては用途別が大半を占めて、徐々に口径別に移行して今では逆転しつつある状況ですが、依然としてまだ用途別を採用している事業者も数多くあります。現に神奈川県営水道もこの間ずっと用途別を採用してきているわけで、元々そうした評価に耐えないようなものだと捉えるのではなく、どういう風に解釈するのかというところで、口径別のほうが理論的に合理的に説明できる、ということだと思っています。ただ、このことはそれとして重要なことで、用途区分が流動的になって、かつてのような用途区分では標準モデルが成立しえなくなった状況において、あるべき体系が何なのかということを見直していくことが求められています。その場合も、用途別がすべて悪くて、従って口径別に移行すれば

すべて改善されるような話ではありません。いわば用途別体系をどう総括して、どういう風に次のあるべき体系に移行していくのか、清算主義的にゼロにして再出発していくわけではないので、どういう風に引き継ぐのか、用途別の中で培ってきたコンセンサスがどういう形で用途別から口径別に移行できるのか、ということを考えていかないといけません、それは十分可能だと思っています。

実際、用途別の場合には、需要者側に立った、どちらかと言うと負担力主義となりますが、負担力の有無に着目した捉え方があるわけで、一方で口径別は個別原価主義であるから、負担力ではなくて実際にかかった費用を口径別に積み上げていくという考え方なので、そういう面での違いはありますが、そうは言っても理論どおりにはできないということで一定程度整理したうえで事後補正、事後修正を加えながら現状に合った形で料金政策的な対応をせざるを得ないと思います。

結果、結論だけを見ると、0か100かみたいな違いがあるわけではないと理解しているところで、どう理論的に説明するか、という点で説明の仕方が違ってくる、そういう印象を持っています。

それから御指摘いただいた中で重要なのが逓増制のあり方です。民間ベース、市場ベースで言うとたくさん購入した方に割引をしていくという、多く使えば多く使うほど単価、料率を引き下げていくという、逓減料金ですけれども、そういう考え方もありうると思います。ただ、そういうものと自治体の料金政策とどう折り合うかということを考えないといけません。事業者サイドにとって合理的なことが、必ずしも市民サイドから見て合理的ではないこともありえるので、その政策的な調整あるいは考え方といったものは、需要者側もしっかり持つ必要があるだろうと思います。

それから、理論と実際との違いということで、本来、口径別とは口径ごとに原価を積算していくということになるので、従って口径ごとにかかったコストが違うから口径ごとの料金になるということで、これを純理論的に言うならば、今日、熊谷委員からお示しいただいたパンフレットの3ページに、どうして水道料金がこれだけ違うのかという説明があって、その中で立地条件と人口密度の条件が挙げられています。当然、水道事業がどこに位置し、どこを対象にして給水しているのかということと、その場所が人口密度としてどういう状態にあるのかということでコスト自体が大きく違って来るわけで、極端なことを言ってしまうと、横浜市の中でも配水系統ごとに実はコストは違うはずですが、だからと言って配水系統ごとに料金を作っていない。統一料金にしている。県営水道の場合は非常に広域的なところをカバーしているわけで、1つ1つの区域ごとに原価計算して、区域別料金とすることも可能かもしれませんが、理論的には整合性が高いと思いますが、実際にはできません。同じ県民として同じ負担を共有していくという発想を元に単一料金にしている、そういう意味で

理論と実際では、建前と本音の違いといった形で、そこは織り込まざるを得ないというところから出発しないと、これが理論的におかしいと詰めてみても、私は元々はそういうものではないと思っています。かと言って、何でもいいわけではないので、極力理論的に吟味して詰めたうえで、現状に折り合うようにどのように修正や補正を加えていくのか、このことは実際の作業の中で詰めて検討していかないといけないと思っています。

(小泉会長)

私からも1点だけ申し上げると、水需要予測の研究を続けてきましたが、世の中全体が用途別料金体系から口径別料金体系に移行していったら、生活用水を検討するためのデータが途中で途切れてしまいました。そういう中でも、13mm、20mm、25mmあたりの口径を家庭用とみなそう、というみなしで需要予測のデータを見てきたということもあります。そういう意味で、用途別から口径別に移行するときの料金体系を考えていけば、あまりギャップはできないのではないかと考えています。口径によって、その水を使うことで全体の送配水システムが変わるわけですし、今後は更新を全面的にやっつけていかなければならない中で、どういう口径の管路になっていくのかは、どのくらい水を使うかによって口径を確保しないといけなくなります。従って、それなりの応分の料金をいただくのは理にかなっていると思うので、着地をうまくしながら用途別から口径別に移行していただければ、理屈の立つ料金体系になっていくのかなと思っています。

#### 【4 報告1：次期経営計画骨子案について】

・資料3「経営計画骨子案」を事務局から説明した。

(小泉会長)

ありがとうございました。事業の分類、構想については長期構想がベースになっているということですので、抜本的・根本的な指摘事項はないものと思いますが、何か御意見や御質問のある委員はいらっしゃるでしょうか。

(新實委員)

長期構想について、用語集は章立てではなく資料編のほうがすんなりいくと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

用語集についても、審議会で御意見をいただいて検討しているところですが、資料編での記載を予定している策定経過や施設の内容と比較して、資料とするのがふさわしいのか、本体の付随とすべきなのか、中身がハッキリした段階でお示ししたい。資料編が最終的に分冊になってしまうくらいになると、そこと用語集と合うかどうか微妙なところもあると思っているので、それであれば章立てして本編であると整理するやり方もあるのではないかと思っているところです。骨子案が素案になる段階で整理させていただきたいと思います。

(小泉会長)

それでは本日の審議は以上とします。

## 【5 閉会】